

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イノシトール(対象外物質)
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物（飼料の栄養成分その他の有効成分の補給）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第45号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるかどうかの食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	イノシトールは、飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。 (平成25年4月22日府食第326号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	コバラミン(対象外物質)
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物（飼料の栄養成分その他の有効成分の補給）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第46号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるかどうかの食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	コバラミンは、飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。 (平成25年4月22日府食第328号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チアミン(対象外物質)
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物（飼料の栄養成分その他の有効成分の補給）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第48号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるかどうかの食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	チアミンは、飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。 (平成25年4月22日府食第329号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ナイアシン(対象外物質)
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物（飼料の栄養成分その他の有効成分の補給）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第49号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるかどうかの食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	ナイアシンは、飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。 (平成25年4月22日府食第330号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	パントテン酸(対象外物質)
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物（飼料の栄養成分その他の有効成分の補給）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第50号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるかどうかの食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	パントテン酸は、飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。 (平成25年4月22日府食第331号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ビオチン(対象外物質)
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物（飼料の栄養成分その他の有効成分の補給）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第51号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるかどうかの食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	ビオチンは、飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。 (平成25年4月22日府食第332号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリドキシン(対象外物質)
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物（飼料の栄養成分その他の有効成分の補給）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第52号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるかどうかの食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	ピリドキシンは、飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。 (平成25年4月22日府食第333号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	リボフラビン（対象外物質）
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物（飼料の栄養成分その他の有効成分の補給）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第54号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるかどうかの食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	リボフラビンは、飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。 (平成25年4月22日府食第335号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	葉酸(対象外物質)
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物（飼料の栄養成分その他の有効成分の補給）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第53号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるかどうかの食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	葉酸は、飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。 (平成25年4月22日府食第334号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	D					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ビコザマイシン
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成21年3月10日付け厚生労働省発食安第0310004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	ビコザマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.074mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年5月13日府食第372号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年6月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年8月25日～、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果につ いて、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に 時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

F

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	コリン(対象外物質)
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物（飼料の栄養成分その他の有効成分の補給）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第47号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるかどうかの食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	コリンは、飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。 (平成25年6月24日府食第500号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フラボフォスフォリポール
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第87号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フラボフォスフォリポールの一日摂取許容量（ADI）を0.048mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年7月22日府食第587号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年7月31日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議がなされ、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、データ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	モランテル
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	駆虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年3月19日付け厚生労働省発食安0319第10号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	モランテルの一日摂取許容量（ADI）を0.012mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年8月5日府食第640号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、データ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アピラマイシン
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年8月19日付け厚生労働省発食安0819第26号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	その他陸生ほ乳類に属する動物についての基準設定
評価結果の概要	<p>アピラマイシンについては、平成23年6月9日付け府食第468号により評価結果を通知したところであり、その後、新たな科学的知見の存在は確認できないことから、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。</p> <p>(平成25年8月26日府食第705号)</p> <p>【参考：平成23年6月9日府食第468号】 アピラマイシンの一日摂取許容量（ADI）を1.5 mg/kg 体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準の見直しを行う際に確認することとする。</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成23年12月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成24年2月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成24年3月9日～3月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議</p> <p>平成24年6月12日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告</p> <p>平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告</p> <p>平成26年3月26日、薬事・食品衛生審議会から答申</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>平成26年4月24日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。</p> <p>（施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果</p>

	に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」(報告書抜粋)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1～6歳)</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI/ADI (%)	国民平均	0.1	幼小児(1～6歳)	0.2	妊婦	0.1	高齢者(65歳以上)	0.1
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	0.1										
幼小児(1～6歳)	0.2										
妊婦	0.1										
高齢者(65歳以上)	0.1										
	とされている。										
施策の実効性確保措置	平成26年4月24日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項	○(暫定基準あり)										

アピラマイシン(抗生物質)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の筋肉	○ 0.2	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.2	
豚の脂肪	○ 0.2	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.2	
豚の肝臓	○ 0.3	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.3	
豚の腎臓	○ 0.2	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.2	
豚の食用部分	○ 0.3	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.3	
鶏の筋肉	○ 0.2	0.03
その他の家さんの筋肉	○ 0.2	0.05
鶏の脂肪	○ 0.2	0.03
その他の家さんの脂肪	○ 0.2	0.05
鶏の肝臓	○ 0.3	0.03
その他の家さんの肝臓	○ 0.3	0.05
鶏の腎臓	○ 0.2	0.03
その他の家さんの腎臓	○ 0.2	0.05
鶏の食用部分	○ 0.3	0.03
その他の家さんの食用部分	○ 0.3	0.05

○:平成26年4月24日施行

●:平成26年10月24日施行

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ナラシン					
評価品目の分類	肥料・飼料等					
用途	抗菌剤					
評価要請機関	厚生労働省					
評価結果通知先	厚生労働省					
評価要請日等	平成25年8月19日付け厚生労働省発食安0819第27号					
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号					
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価					
評価目的の具体的内容	豚についての基準設定					
評価結果の概要	<p>ナラシンについては、平成25年1月7日付け府食第12号により評価結果を通知したところであり、その後、新たな科学的知見の存在は確認できないことから、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。</p> <p>(平成25年8月26日府食第706号)</p> <p>【参考：平成25年1月7日府食第12号】 ナラシンの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準の見直しを行う際に確認することとする。 (平成25年1月7日府食第12号)</p>					
関係行政機関における施策の実施状況						
施策の検討経過	<p>平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成26年2月3日～3月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議</p> <p>平成26年1月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告</p> <p>平成26年5月13日、薬事・食品衛生審議会から答申</p>					
リスク管理措置の実施に時間を要している理由						
施策の概要等	<p>平成26年8月8日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。</p> <p>（施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">TMDI/ADI (%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">28.9</td> </tr> </table>			TMDI/ADI (%)	国民平均	28.9
	TMDI/ADI (%)					
国民平均	28.9					

		幼小児（1～6歳）	66.2
		妊婦	27.6
		高齢者（65歳以上）	28.5
	とされている。		
施策の実効性確保措置	平成26年8月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請		
その他特記事項	○（暫定基準あり）		

ナラシン(抗菌剤)

食品名	残留基準値※	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
牛の筋肉	● 0.02	0.05
豚の筋肉	○ 0.02	
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.05	
牛の腎臓	● 0.02	0.05
豚の腎臓	○ 0.02	
牛の食用部分	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	
鶏の筋肉	● 0.02	0.1
その他の家きんの筋肉	● 0.02	0.1
鶏の脂肪	● 0.05	0.5
その他の家きんの脂肪	● 0.05	0.1
鶏の肝臓	● 0.05	0.3
その他の家きんの肝臓	● 0.05	0.3
鶏の腎臓	● 0.02	0.3
その他の家きんの腎臓	● 0.02	0.3
鶏の食用部分	● 0.05	0.3
その他の家きんの食用部分	● 0.05	0.3

○:平成26年8月8日施行

●:平成27年2月8日施行

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	D					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オキシテトラサイクリン（第2版）
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年8月19日付け厚生労働省発食安0819第23号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンのグループ一日摂取許容量を0.03 mg/kg体重/日と設定する。 （オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンの単独又は和として） <評価書「食品健康影響評価について」抄> オキシテトラサイクリンの農産物中における暴露評価対象物質をオキシテトラサイクリン（親化合物のみ）と設定した。 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年11月11日府食第917号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年5月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年8月25日～、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エトキシキン										
評価品目の分類	肥料・飼料等										
用途	抗酸化剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成24年9月5日付け厚生労働省発食安0905第1号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項										
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	エトキシキンの一日摂取許容量（ADI）を0.0083mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年11月25日府食第951号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成25年11月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年12月2日～1月7日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年1月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年1月8日、薬事・食品衛生審議会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成26年1月21日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>32.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>67.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>27.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>32.0</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		EDI/ADI (%)	国民平均	32.6	幼小児（1～6歳）	67.4	妊婦	27.8	高齢者（65歳以上）	32.0
	EDI/ADI (%)										
国民平均	32.6										
幼小児（1～6歳）	67.4										
妊婦	27.8										
高齢者（65歳以上）	32.0										
施策の実効性確保措置	平成26年1月21日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、										

	周知を要請
その他特記事項	○（暫定基準あり）

エトキシキン(抗酸化剤)

食品名	残留基準値** (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	●	0.05
小麦	●	0.05
大麦	●	0.05
ライ麦	●	0.05
とうもろこし	●	0.05
そば	●	0.05
その他の穀類	●	0.05
大豆	●	0.05
小豆類	●	0.05
えんどう	●	0.05
そら豆	●	0.05
らっかせい	●	0.05
その他の豆類	●	0.05
ばれいしょ	●	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.05
かんしょ	●	0.05
やまいも(長いもをいう。)	●	0.05
こんにやくいも	●	0.05
その他のいも類	●	0.05
てんさい	●	0.05
さとうきび	●	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	●	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	●	0.05
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	0.05
西洋わさび	●	0.05
クレソン	●	0.05
はくさい	●	0.05
キャベツ	●	0.05
芽キャベツ	●	0.05
ケール	●	0.05
こまつな	●	0.05
きょうな	●	0.05
チンゲンサイ	●	0.05
カリフラワー	●	0.05
ブロッコリー	●	0.05
その他のあぶらな科野菜	●	0.05
ごぼう	●	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	●	0.05
チコリ	●	0.05
エンダイブ	●	0.05

エトキシキン(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
しゅんぎく	●	0.05
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.05
その他のきく科野菜	●	0.05
たまねぎ	●	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.05
にんにく	●	0.05
にら	●	0.05
アスパラガス	●	0.05
わけぎ	●	0.05
その他のゆり科野菜	●	0.05
にんじん	●	0.05
パースニップ	●	0.05
パセリ	●	0.05
セロリ	●	0.05
みつば	●	0.05
その他のせり科野菜	●	0.05
トマト	●	0.05
ピーマン	●	0.05
なす	●	0.05
その他のなす科野菜	●	0.05
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.05
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	●	0.05
しろうり	●	0.05
すいか	●	0.05
メロン類果実	●	0.05
まくわうり	●	0.05
その他のうり科野菜	●	0.05
ほうれんそう	●	0.05
たけのこ	●	0.05
オクラ	●	0.05
しょうが	●	0.05
未成熟えんどう	●	0.05
未成熟いんげん	●	0.05
えだまめ	●	0.05
マッシュルーム	●	0.05
しいたけ	●	0.05
その他のきのこ類	●	0.05
その他の野菜	●	0.05
みかん	●	0.05
なつみかんの果実全体	●	0.05
レモン	●	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.05
グレープフルーツ	●	0.05
ライム	●	0.05

エトキシキン(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他のかんきつ類果実	●	0.05
りんご	●	3.0
日本なし	○ 3	3.0
西洋なし	○ 3	3.0
マルメロ	●	0.05
びわ	●	0.05
もも	●	0.05
ネクタリン	●	0.05
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.05
すもも(プルーンを含む。)	●	0.05
うめ	●	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.05
いちご	●	0.05
ラズベリー	●	0.05
ブラックベリー	●	0.05
ブルーベリー	●	0.05
クランベリー	●	0.05
ハuckleベリー	●	0.05
その他のベリー類果実	●	0.05
ぶどう	●	0.05
かき	●	0.05
バナナ	●	0.05
キウイ	●	0.05
パパイヤ	●	0.05
アボカド	●	0.05
パイナップル	●	0.05
グアバ	●	0.05
マンゴー	●	0.05
パッションフルーツ	●	0.05
なつめやし	●	0.05
その他の果実	●	0.05
ひまわりの種子	●	0.05
ごまの種子	●	0.05
べにばなの種子	●	0.05
綿実	●	0.05
なたね	●	0.05
その他のオイルシード	●	0.05
ぎんなん	●	0.05
くり	●	0.05
ペカン	●	0.05
アーモンド	●	0.05
くるみ	●	0.05
その他のナッツ類	●	0.05

○:平成26年1月21日施行

●:平成26年7月21日施行

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アスパラギン(対象外物質)
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めるに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	アスパラギンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。 (平成24年10月15日府食第905号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アラニン(対象外物質)
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	アラニンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものと考えられる。 (平成24年10月15日府食第906号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アルギニン(対象外物質)
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	アルギニンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものと考えられる。 (平成24年10月15日府食第907号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	グリシン(対象外物質)
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	グリシンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものと考えられる。 (平成24年10月15日府食第908号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	グルタミン（対象外物質）
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第5号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	グルタミンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものと考えられる。 (平成24年10月15日府食第909号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チロシン(対象外物質)
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第7号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	チロシンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものと考えられる。 (平成24年10月15日府食第911号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	バリリン(対象外物質)
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第8号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	バリリンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものと考えられる。 (平成24年10月15日府食第912号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メチオニン(対象外物質)
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第10号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	メチオニンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものと考えられる。 (平成24年10月15日府食第914号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	D				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年11月15日付け厚生労働省発食安1115第13号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オキシテトラサイクリン、テトラサイクリン及びクロルテトラサイクリンのグループ一日摂取許容量（ADI）を0.03mg/kg体重/日と設定する。 （オキシテトラサイクリン、テトラサイクリン及びクロルテトラサイクリンの単独又は和として） <評価書「食品健康影響評価」抄> オキシテトラサイクリンの農産物中における暴露量評価対象物質をオキシテトラサイクリン（親化合物のみ）と設定した。 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年11月5日府食第969号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年5月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年8月25日～、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準値あり）

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ナラシン										
評価品目の分類	肥料・飼料等										
用途	抗菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305026号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ナラシンの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成25年1月7日府食第12号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年2月3日～3月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年1月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年5月13日、薬事・食品衛生審議会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成26年8月8日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>28.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>66.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>27.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>28.5</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	28.9	幼小児（1～6歳）	66.2	妊婦	27.6	高齢者（65歳以上）	28.5
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	28.9										
幼小児（1～6歳）	66.2										
妊婦	27.6										
高齢者（65歳以上）	28.5										
施策の実効性確保措置	平成26年8月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、										

	周知を要請
その他特記事項	○（暫定基準値あり）

ナラシン(抗菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	● 0.02	0.05
豚の筋肉	○ 0.02	
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.05	
牛の腎臓	● 0.02	0.05
豚の腎臓	○ 0.02	
牛の食用部分	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	
鶏の筋肉	● 0.02	0.1
その他の家さんの筋肉	● 0.02	0.1
鶏の脂肪	● 0.05	0.5
その他の家さんの脂肪	● 0.05	0.1
鶏の肝臓	● 0.05	0.3
その他の家さんの肝臓	● 0.05	0.3
鶏の腎臓	● 0.02	0.3
その他の家さんの腎臓	● 0.02	0.3
鶏の食用部分	● 0.05	0.3
その他の家さんの食用部分	● 0.05	0.3

○:平成26年8月8日施行

●:平成27年2月8日施行

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	モネンシン										
評価品目の分類	肥料・飼料等										
用途	抗菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305027号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	モネンシンの一日摂取許容量（ADI）を0.003mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成25年2月18日府食第128号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成25年10月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年1月29日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年2月3日～3月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年5月13日、薬事・食品衛生審議会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成26年8月8日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>19.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>57.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>18.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>18.8</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	19.1	幼小児（1～6歳）	57.9	妊婦	18.5	高齢者（65歳以上）	18.8
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	19.1										
幼小児（1～6歳）	57.9										
妊婦	18.5										
高齢者（65歳以上）	18.8										
施策の実効性確保措置	平成26年8月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、										

	周知を要請
その他特記事項	○（暫定基準値あり）

モネンシン(抗菌剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	● 0.01	0.05
豚の筋肉	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.01	0.05
牛の脂肪	○ 0.1	0.05
豚の脂肪	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.05
牛の肝臓	○ 0.1	0.05

モネンシン(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の肝臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.02	0.05
牛の腎臓	● 0.01	0.05
豚の腎臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.01	0.05
牛の食用部分	○ 0.1	0.05
豚の食用部分	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.02	0.05
乳	● 0.002	0.01
鶏の筋肉	● 0.01	0.5
その他の家きんの筋肉	● 0.01	0.5
鶏の脂肪	● 0.1	0.5
その他の家きんの脂肪	● 0.1	0.5
鶏の肝臓	● 0.01	0.5
その他の家きんの肝臓	● 0.01	0.5
鶏の腎臓	● 0.01	0.5
その他の家きんの腎臓	● 0.01	0.5
鶏の食用部分	● 0.01	0.5
その他の家きんの食用部分	● 0.01	0.5

○:平成26年8月8日施行

●:平成27年2月8日施行

(継続)

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末
平成24年度下期	F	D	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	タイロシン										
評価品目の分類	肥料・飼料等										
用途	抗菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年9月4日付け厚生労働省発食安第0904002号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	—										
評価結果の概要	タイロシンの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年9月10日府食第801号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成25年5月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年9月11日～10月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年1月20日、薬事・食品衛生審議会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成26年3月10日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>35.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>10.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>9.5</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	9.7	幼小児（1～6歳）	35.0	妊婦	10.6	高齢者（65歳以上）	9.5
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	9.7										
幼小児（1～6歳）	35.0										
妊婦	10.6										
高齢者（65歳以上）	9.5										

施策の実効性確保措置	平成26年3月10日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	○（暫定基準有り）

タイロシン(抗生物質)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.1	0.05
豚の筋肉	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.1	0.1
牛の脂肪	○ 0.1	0.05
豚の脂肪	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.1
牛の肝臓	○ 0.1	0.05
豚の肝臓	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.1	0.1
牛の腎臓	○ 0.1	0.05
豚の腎臓	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.1	0.1
牛の食用部分	○ 0.1	0.05
豚の食用部分	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.1	0.1
乳	○ 0.1	0.05

(継続)

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末
平成23年度上期	C	C	C	C	A	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アピラマイシン						
評価品目の分類	肥料・飼料等						
用途	抗菌剤						
評価要請機関	厚生労働省						
評価結果通知先	厚生労働省						
評価要請日等	平成20年9月12日付け厚生労働省発食安第0912006号						
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項						
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価						
評価目的の具体的内容	－						
評価結果の概要	アピラマイシンの一日摂取許容量（ADI）を1.5mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成23年6月9日府食第468号）						
関係行政機関における施策の実施状況							
施策の検討経過	平成23年12月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年2月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年3月9日～3月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年6月12日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年3月26日、薬事・食品衛生審議会議長から厚生労働大臣に答申						
リスク管理措置の実施に時間を要している理由							
施策の概要等	平成26年4月24日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼児（1～6歳）</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI/ADI (%)	国民平均	0.1	幼児（1～6歳）	0.2
	TMDI/ADI (%)						
国民平均	0.1						
幼児（1～6歳）	0.2						

		妊婦	0.1
		高齢者（65歳以上）	0.1
	とされている。		
施策の実効性確保措置	平成26年4月24日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請		
その他特記事項	○（暫定基準有り）		

アピラマイシン(抗生物質)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
豚の筋肉	○ 0.2	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.2	
豚の脂肪	○ 0.2	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.2	
豚の肝臓	○ 0.3	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.3	
豚の腎臓	○ 0.2	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.2	
豚の食用部分	○ 0.3	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.3	
鶏の筋肉	○ 0.2	0.03
その他の家きんの筋肉	○ 0.2	0.05
鶏の脂肪	○ 0.2	0.03
その他の家きんの脂肪	○ 0.2	0.05
鶏の肝臓	○ 0.3	0.03
その他の家きんの肝臓	○ 0.3	0.05
鶏の腎臓	○ 0.2	0.03
その他の家きんの腎臓	○ 0.2	0.05
鶏の食用部分	○ 0.3	0.03
その他の家きんの食用部分	○ 0.3	0.05

- :平成26年4月24日施行
●:平成26年10月24日施行

(継続)

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末
平成21年度下期		E	E	E	E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
E	B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オラキンドックス
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	オラキンドックスは、現時点で評価した知見からみれば限り、遺伝毒性を有しているものと考えられるほか、発がん性及び催奇形性を有する可能性も否定できないことから、ADIを設定することは適当でない。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成21年10月1日府食第926号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年1月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年3月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成26年5月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において試験法について審議 平成26年6月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において試験法について審議 平成26年11月19日、薬事・食品衛生審議会から答申（残留基準及び試験法について） 平成27年2月20日、規格基準に関する告示公布及び分析法について通知
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) すべての食品においてオラキンドックスを含有するものであってはならないと規定した。 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会の評価結果に基づき、薬事・食品衛生審議会でオラキンドックスの規格基準を「食品に含有されるものであってはならない」と改正することとされた。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準有り）